

## 西条市生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費助成事業 L O V E S A I J

### 〇ポイント付与要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、持続可能な地域社会の実現のために、市内の各家庭において排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機を購入する者に対し、予算の範囲内において、L O V E S A I J Oポイント（以下「ポイント」という。）を付与することについて、西条市L O V E S A I J Oポイント付与規則（令和5年西条市規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理容器 家庭から排出される生ごみを微生物を利用して発酵させ、分解することにより、減量化し、及び堆肥化することができる構造を有する容器で、地面に設置し、及び密閉されているものをいう。
- (2) 生ごみ処理機 家庭から排出される生ごみを加熱又は微生物を利用して発酵させ、分解することにより減量化し、及び堆肥化する電動式の機器をいう。

#### (対象者)

第3条 ポイントの付与の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) ポイントの付与の申請日において、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記載されている者であること。
- (2) 対象者が属する世帯全員が市税を滞納していない者であること。
- (3) 西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等並びにこれらに係る者でないこと。
- (4) 他の同種の補助を受けていないこと。

#### (対象機器)

第4条 ポイントの付与の対象となる生ごみ処理容器及び生ごみ処理機（以下「対象機器」という。）は、次の各号のいずれにも該当する物とする。

- (1) 申請日の属する年度（以下「申請年度」という。）の4月1日から1月31日までに、法人又は個人事業主から購入する製品であること。

(2) 新品又は未使用品であること。

(3) 対象者が自ら使用し、適切かつ安全に維持管理できるものであること。

(対象経費)

第5条 ポイントの付与の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象機器の購入に要する経費とし、ポイントの付与1回当たり、それぞれ1個の対象機器を対象とする。

2 前項に規定する経費の額の算定については、ポイント払い、クーポンによる割引等は含めないものとする。

(ポイント付与数)

第6条 付与するポイントの数は、対象経費の2分の1に相当するポイント（当該ポイントに100ポイント未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てる。）とし、生ごみ処理容器にあってはポイントの付与1回当たり3,000ポイントを、生ごみ処理機にあってはポイントの付与1回当たり2万ポイントを限度とする。

(ポイントの付与の申請)

第7条 ポイントの付与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西条市生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費助成事業LOVESAIJOポイント付与申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、申請年度の1月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 対象機器の購入日、購入店名、製品名、購入者及び購入費用が確認できる書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(ポイントの付与の決定)

第8条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、ポイントの付与の可否について決定の上、申請者に通知し、付与することが適当と認める場合は、ポイントを付与するものとする。

(ポイントの付与の回数)

第9条 この告示の規定によるポイントの付与は、生ごみ処理容器にあっては申請年度において1世帯につき2回、生ごみ処理機にあっては申請年度から起算して5年度間において1世帯につき1回を限度とする。

(ポイントの有効期限)

第10条 ポイントの有効期限は、当該ポイントが付与された日の属する年度の3月

10日までとする。

(禁止事項等)

第11条 申請者は、対象機器を他の世帯等に譲渡し、又は売却してはならない。

2 申請者は、対象機器を有効に活用し、集積所への生ごみの排出を最小限に留めることとし、食品ロスの軽減を図り温室効果ガスの削減に努めなければならない。

3 申請者は、市長から対象機器の導入効果に関する資料の提出を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(ポイントの返還)

第12条 申請者は、前条第1項の規定に違反したときは、付与を受けたポイント又は当該ポイントの相当額を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、西条市生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費助成事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 年 月 日から施行する。

(西条市生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費補助金交付要綱の廃止)

2 西条市生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費補助金交付要綱（平成16年西条市（要）告示第66号）は、廃止する。